



質問1 個人開業医ですが、毎月支払う医師会の会費や医師年金の掛金、医師国民健康保険の保険料などは、所得計算上の必要経費として認められるでしょうか。

回答 医師会費は医業の所得計算上の必要経費となりますが、医師年金の掛金及び健康保険の保険料は事業所得の経費とはなりません。

事業を営む人が加入している各種の団体に対して支払う会費については、その団体の活動が加入者の営む事業と相当程度のあると認められる場合は、その会費は事業について生じた費用として事業所得計算上の必要経費に算入することができます。

そこで開業している医師が自分の所属する医師会に支払う会費の場合は、医業について生じた費用と考えられ、事業所得の必要経費となります。なお、その年の必要経費に算入できる会費は、通常の範囲のものに限られ、特別な会費はその目的・用途等によってはそのままが事業所得計算上の必要経費とならない場合があります。

つぎに、医師年金の掛金ですが、社団法人日本医師会年金は、加入者の事業廃止又は死亡後に、老後及び遺族の生活安定などを目的として設けられた制度で、医業の収入を得るためのものではありませんから、事業所得計算上の必要経費とはなりません。この掛金は年金又は一時金の雑所得又は一時所得を計算する場合に収入から控除するものとなります。なお、この掛金は、加入者が個々に生命保険契約を締結したものではありませんので、生命保険料控除の対象にもなりません。

また、健康保険の保険料ですが、被保険者が事業主であるものの保険料は、社会保険料控除の対象にはなりますが、必要経費にはなりません。

質問2 開業医仲間が少数（4人～5人）でグループを作り、そのグループで旅行、慶弔等の費用に充てるため、各自の社会保険診療報酬（いわゆる保険収入）の額の1%を会費として保険収入の受領の都度、各人から徴収して積み立てています。

この会費は各人の事業所得計算上の必要経費になりますか。また、支部医師会主催のゴルフ大会の会費はどうですか。

回答 いずれも事業遂行上必要な経費とはなりません。

この場合のグループは同業者の集まりでも、人数が少数であること、また、そのグループの組織が一定地域の全部であるかどうかは不明ですが、いわゆる親しい者の集まりの親睦団体で、法令により定められた組合でもないと思います。

また、この積み立てられた会費が旅行費用、会員間の慶弔費等に充てられていることからみますと、この会費の積立ては、専ら事業の遂行上必要なものとは考えられません。

したがって、この会費は事業所得計算上の必要経費には含まれないこととなります。

この場合とは異なりますが、同業者組合等で、一定地域などの同業者の大部分が加入し、その組合費等の使途も組合員等の事業の発展向上のためであるなど組合員等が営む事業の遂行に必要なものである場合には、必要経費に含まれるものと考えられます。

また、医師会主催のゴルフ大会に参加するために支払った会費も、行事の内容からみると医業の遂行上の費用というよりは専ら参加者の健康増進などのためのものと考えられ、家事費に該当し必要経費にはならないと考えられます。